

広島県営繕工事等総合評価競争入札実施要領

平成24年 5 月24日制定
平成25年 3 月 1 日一部改正
平成26年 6 月 1 日一部改正
平成27年 6 月 1 日一部改正
平成28年 6 月 1 日一部改正
平成29年 6 月 1 日一部改正
平成31年 4 月 1 日一部改正
令和元年 6 月 1 日一部改正
令和元年 8 月 1 日一部改正
令和 2 年 6 月 1 日一部改正
令和 3 年 6 月 1 日一部改正
令和 3 年 8 月 1 日一部改正
令和 4 年 6 月 1 日一部改正
令和 4 年 9 月 1 日一部改正
令和 5 年 6 月 1 日一部改正
令和 5 年 7 月 1 日一部改正
令和 5 年 9 月 1 日一部改正
令和 6 年 6 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 この要領は、営繕課が所掌する営繕工事に係る総合評価競争入札の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 この要領における「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の 2（第167条の13により準用される場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の要素が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第 3 この要領は、次のいずれかの営繕工事等に係る入札を対象とする。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種・同規模工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（実績評価型）
- (2) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、安全対策、環境への影響、同種・同規模工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（技術評価 2 型）
- (3) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、安全対策、環境への影響、工事目的物の性能・機能等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（技術評価 1 型）
- (4) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（高度技術提案型）

(入札手続)

第 4 総合評価方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定がないときは、一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）（平成19年10月 1 日制定）（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の適用を受ける工事（以下「特例政令適用工事」という。）にあっては、一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）（平成 7 年 4 月 1 日制定））に定めるところによるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第 5 契約担当職員（広島県契約規則第 2 条第 1 項の契約担当者職員をいう。）は、総合評価競争入札

を実施するに当たり、あらかじめ、次の事項について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 令第167条の10の2第4項（第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、落札者決定基準を定めようとする場合
- (2) 令第167条の10の2第5項（第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、前号の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられ、当該落札者を決定しようとする場合

（入札公告等）

第6 契約担当職員は、総合評価競争入札を実施しようとする場合は、令に定めるもののほか、次の事項について公告又は通知する。

- (1) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限等
 - (2) その他必要と認める事項
- 2 入札の公告は、その本体の部分には、案件毎に異なる部分及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項のみを記載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項は、これを別紙として引用する形とする。

（入札時に必要な資料）

第7 契約担当職員は、価格以外のその他の要素について評価を行う際に必要な技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

この場合の標準的な書式見本は別記（総合評価に係る提出様式一覧）のとおりとする。

- 2 入札参加希望者は、指定された日までに指定された方法で技術資料等を提出するものとする。
- 3 表紙又は技術提案について、必要な技術資料を提出しない入札者による入札、当該技術資料に必要事項が記載されていない入札者による入札、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている入札者による入札は無効（自己採点表を提出しない場合を含む。）とし、審査及び評価の対象としない。
- 4 表紙及び技術提案以外について、必要な技術資料を提出しない場合は、該当する評価項目を0点とする。「技術資料」に必要事項が記入されていない場合、不適切な記入がなされている場合、添付資料の不備により記入内容が確認できない場合は評価しない。
- 5 資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

（技術資料等の審査）

第8 技術資料等の審査は、「広島県営繕工事等総合評価審査委員会」で行い、その構成等については「広島県営繕工事等総合評価審査委員会設置要綱」（平成24年5月24日制定）による。

- 2 技術提案等の審査は、建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱 別記1「適正な履行確保の基準」における「1数値的判断基準」を満たす者について行う。（請負対象設計金額5億円以上の工事を除く。）
- 3 自己採点表の審査は、評価値が最も高い者について行うものとし、評価項目毎の得点は自己採点を上限とし、審査後の得点が自己採点を下回る場合は、審査後の得点の2分の1とする。
- 4 前項の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度前項の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返す。

（落札者決定基準）

第9 価格及び価格以外のその他の要素を総合的に評価するため、工事毎に落札者決定基準を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他の基準を定める。

（評価基準）

第10 第9の評価基準は、次の項目により構成するものとする。

- (1) 評価項目
総合評価方式の型式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。
- (2) 配点
評価項目毎にその必要度、重要度に応じて定める。

(3) 加算点の最高点数

評価項目毎の得点の合計から換算する加算点の最高点数は、20～70点の範囲内とする。

(評価の方法)

第11 価格以外のその他の要素に係る評価項目毎の技術資料の内容に応じ、各入札者の加算点（各評価項目の得点の合計を第10(3)で定めた最高点数に換算）を算定する。

なお、評価項目毎の得点は、小数第1位（第2位を四捨五入）とする。

2 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

なお、標準点（基礎点）は100点とする。

技術評価点 = 標準点（基礎点）+ 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜き、単位：千円）×1,000

(落札候補者決定の方法)

第12 契約担当職員は、開札後、技術資料等の審査を行い、総合評価審査委員会を開催し、評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

なお、当該入札が書面入札の場合は、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定方法)

第13 落札者を決定しようとするときは、一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）（平成19年10月1日制定）（特例政令適用工事にあつては一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）（平成7年4月1日制定））に定める落札者の決定方法によるものとする。

なお、一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）（平成19年10月1日制定）に定める落札者の決定方法については、第一落札候補者を落札候補者に読み替えるものとする。

(総合評価結果の公表)

第14 契約担当職員は、建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成13年広島県規則第67号）の規定により、落札者決定基準（別紙標準様式第1-1号から第1-3号）、入札者の入札価格及び評価値（別紙標準様式第2号）について閲覧等により公表するものとする。

なお、求められる評価値は、少数第4位（第5位を四捨五入）として公表する。

(苦情申立等)

第15 入札者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由の説明（別紙標準様式第3号）を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に申立てることができるものとする。

(評価内容の説明)

第16 入札者は、自らの評価内容についての説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に請求（別紙標準様式第4号）することができるものとする。

2 契約担当職員は、前項の依頼に対して、技術提案については具体的な評価内容、技術提案以外の評価項目については自己採点と評価の相違する理由を回答（別紙標準様式第5号）するものとする。

(評価内容の担保等)

第17 受注者が提出した技術資料等は、発注者からの指示がない限り、原則としてすべて履行しなければならない。

2 工事の監督・検査に当たっては、受注者が提出した技術資料の内容の履行状況について、確認するものとする。

3 受注者の責めにより、契約時における価格以外のその他の要素に係る評価の内容が満足できな

った場合、工事担当職員は、工事成績点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績の評定表の「法令順守等」において、未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

(技術提案の機密保持)

第18 契約担当職員及び総合評価審査委員会委員は、入札者の技術提案内容について、他者に内容が漏れること又は入札者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用すること等がないよう、その知的財産としての取扱いに留意する。

(その他)

第19 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月24日から施行する。
- 2 平成25年3月1日改正については、平成25年3月1日以降に公告する工事に適用する。
- 3 平成26年6月1日改正については、平成26年6月1日以降に公告する工事に適用する。
- 4 平成27年6月1日改正については、平成27年6月1日以降に公告する工事に適用する。
- 5 平成28年6月1日改正については、平成28年6月1日以降に公告する工事に適用する。
- 6 平成29年6月1日改正については、平成29年6月1日以降に公告する工事に適用する。
- 7 平成31年4月1日改正については、平成31年4月1日以降に公告する工事に適用する。
- 8 令和元年6月1日改正については、令和元年6月1日以降に公告する工事に適用する。
- 9 令和元年8月1日改正については、令和元年8月1日以降に公告する工事に適用する。
- 10 令和2年6月1日改正については、令和2年6月1日以降に公告する工事に適用する。
- 11 令和3年6月1日改正については、令和3年6月1日以降に公告する工事に適用する。
- 12 令和3年8月1日改正については、令和3年8月1日以降に公告する工事に適用する。
- 13 令和4年6月1日改正については、令和4年6月1日以降に公告する工事に適用する。
- 14 令和4年9月1日改正については、令和4年9月1日以降に公告する工事に適用する。
- 15 令和5年6月1日改正については、令和5年6月1日以降に公告する工事に適用する。
- 16 令和5年7月1日改正については、令和5年7月1日以降に公告する工事に適用する。
- 17 令和5年9月1日改正については、令和5年9月1日以降に公告する工事に適用する。
- 18 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日以降に公告する工事に適用する。

別 記（総合評価に係る提出様式一覧）

	評価項目	様式名	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
技術資料	表紙	技術資料・資格要件確認書類 提出書	第1号	第1号	第1号
	技術提案	施工上の課題に関する技術提案	—	第2号	第2号
	企業の施工能力	同種・同規模工事の施工実績	第3号	第3号	第3号
		企業の経験工事の工事成績評定点等	第4号	第4号	第4号
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況等	第5号	第5号	第5号
	地域の精通性	近隣地域における同種・同規模工事の施工実績	第6号	第6号	第6号
	地域の貢献度 (建築一式工事のみ)	広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況	第7号	第7号	第7号

※ 特例政令対象工事及び高度技術提案型工事については別途定める。

※ 設計金額が5億円以上の工事は施工体制評価の対象外とする。